生計維持関係申告書 G　扶養義務者の扶養能力確認用

★消せるボールペンや鉛筆で記入したもの、記入漏れがあるものは受付できません。　★裏面のチェックシートにて、認定の可能性を確認してから提出してください。

扶養申請にともなう［ 誓 約 書 ］

本申告書に記載した内容に虚偽がないことを誓約いたします。
扶養認定後、その状況に変更があった場合は「健康保険被扶養者（異動）届」により速やかに減員の手続きを行います。
また、届出を怠ったり事実と異なる届出を行っていた場合は、遡って資格取消を受け、当該期間の療養費・給付金のすべてを返還いたします。

保険証の 記号　　**番号**　　**被保険者氏名**（自署）

申請対象者氏名		続　柄		年　齢	

― 被保険者より高い扶養義務を負う方について ―　※扶養義務者の扶養能力を確認します

申請対象者の続柄に☑	☐ 子（養子・配偶者の子を含む）	☐ 実父母	☐ 祖父母	☐ 孫	☐ 兄弟姉妹	☐ 義父母
被保険者より高い扶養義務を負う、18歳以上の親族の続柄に☑（申請対象者から見た続柄）	↳ ☐ 配偶者	↳ ☐ 配偶者 ☐ 子	↳ ☐ 配偶者 ☐ 子	↳ ☐ 配偶者 ☐ 父 ☐ 母	↳ ☐ 配偶者 ☐ 父　☐ 母 ☐ 子	↳ ☐ 配偶者 ☐ 実子

※ 申請対象者が 母の場合は「父」、孫の場合は「配偶者」または「両親」、が被保険者より高い扶養義務を負います。
※ 高い扶養義務を負う方に扶養能力がなく、被保険者が対象者を扶養せざるを得ない理由がある場合に、申請が可能になります。

扶養義務者①の氏名		扶養義務者②の氏名	

必要書類（扶養義務者）

① 課税・非課税証明書または所得証明書(原本)**注1**　※源泉徴収票など他の書類はNG
※市区町村役場発行、申請時点で入手できる最新年度のもの、金額表記が「****」または「文言表記」はNG（無収入であっても市区町村役場で申告を行い「0円」表記のものを入手）
※前年中（1-12月）に1日も国内に住民票が無かった方で、現在日本在住の方に限り添付不要
※ ①に記載されている収入が無くなっている場合は、それを証明できる退職証明書(原本)・廃業届(コピー)など

扶養義務者①の現況と収入 ※該当する項目すべてに☑			必要書類	今後の収入額
収入あり	☐ 給与収入(パート、アルバイト含む)		連続する直近3ヵ月の給与明細のコピー**注2**	円/月
収入あり	☐ 自営業	全員	・確定申告書B(第一表・第二表)のコピー ※税務署の受付印または受付番号があるもの	円/年
収入あり	☐ 自営業	該当するもの ☐ 一般・農業・不動産	・収支内訳書または所得税青色申告決算書(控)一式のコピー ・直近12ヵ月分の「営業等・農業・不動産　収入額申告書」(健保所定)	円/年
収入あり	☐ 自営業	該当するもの ☐ 株式・資産運用	・申告書第三表・第四表(一・二)・第五表、確定申告書付表(1・2面)、計算明細書（1・2面)、特定口座年間取引報告書　のうち該当するものすべてのコピー	円/年
収入あり	☐ 年金（老齢、遺族、障がい、個人、共済など）		最新の年金振込通知書のコピー　※紛失の場合は年金支給元へ再発行を依頼してください	円/年
収入あり	☐ 雇用保険失業給付受給中		雇用保険受給資格者証（両面）のコピー　※支給期間と金額が印字されているもの	円/日
収入あり	☐ その他（　　）		勤務先事業所（退職者はホンダ健保）へお問い合わせください	円/月
収入なし	☐ 家事専任　☐ 就職活動中			
収入なし	☐ その他（　　）		勤務先事業所（退職者はホンダ健保）へお問い合わせください	

扶養義務者②の現況と収入 ※該当する項目すべてに☑			必要書類 ※マイナンバーの記載がないもの ※公的証明は発行日から3カ月以内のもの	今後の収入額
収入あり	☐ 給与収入(パート、アルバイト含む)		連続する直近3ヵ月の給与明細のコピー**注2**	円/月
収入あり	☐ 自営業	全員	・確定申告書B(第一表・第二表)のコピー ※税務署の受付印または受付番号があるもの	円/年
収入あり	☐ 自営業	該当するもの ☐ 一般・農業・不動産	・収支内訳書または所得税青色申告決算書(控)一式のコピー ・直近12ヵ月分の「営業等・農業・不動産　収入額申告書」(健保所定)	円/年
収入あり	☐ 自営業	該当するもの ☐ 株式・資産運用	・申告書第三表・第四表(一・二)・第五表、確定申告書付表(1・2面)、計算明細書（1・2面)、特定口座年間取引報告書　のうち該当するものすべてのコピー	円/年
収入あり	☐ 年金（老齢、遺族、障がい、個人、共済など）		最新の年金振込通知書のコピー　※紛失の場合は年金支給元へ再発行を依頼してください	円/年
収入あり	☐ 雇用保険失業給付受給中		雇用保険受給資格者証（両面）のコピー　※支給期間と金額が印字されているもの	円/日
収入あり	☐ その他（　　）		勤務先事業所（退職者はホンダ健保）へお問い合わせください	円/月
収入なし	☐ 家事専任　☐ 就職活動中			
収入なし	☐ その他（　　）		勤務先事業所（退職者はホンダ健保）へお問い合わせください	

［ 申 立 欄 ］※無職無収入である詳しい現況、「その他」に該当する項目の具体的説明など

※裏面も必ずご記入ください➡➡

注1　公的証明書（戸籍全部事項証明書、住民票、課税・非課税証明書、所得証明書など）は交付日より3ヵ月以内のものに限ります。
注2　連続する直近3ヵ月の給与明細のコピーは給与支払者・受取者の名称が記載されているものに限ります。記載がない場合は健保所定の「給与支払額証明書」をご使用ください。

【申請に関する注意事項】
◆提出期限は扶養となる事由の発生日より30日以内です。31日以上経過した場合は、受付日（健保ですべての書類を確認した日）が認定日になります。
◆証明書等の手配に係る諸経費は被保険者負担です。ケースによっては、上記以外の書類が必要になることがあります。

扶養認定チェックシート Ｇ　扶養義務者の扶養能力確認

扶養認定チェックシートＤまたはＥの判定は「扶養認定できる可能性があります」になっていますか？

はい

いいえ

申請対象者に対し、あなたより高い扶養義務を負う方（＝扶養義務者）には、
給与・年金・自営業などの収入がありますか？

はい

いいえ

申請対象者と扶養義務者の月度生計費を記入してください

※生計費とは一般的な生活を維持するための必需品に支出に限ります（贅沢品は対象外）

※必ずご記入ください

申請対象者世帯の月度生計費				
	食料費　計		①	円
住居関係費	家賃地代			円
	設備修繕・維持			円
	光熱・水道			円
	家事用品			円
	計		②	円
被服・履物費　計			③	円
雑費	保健医療			円
	交通・通信			円
	教育			円
	教養・娯楽			円
	上記に分類されない雑費			円
	計		④	円
合計（①+②+③+④）				円

扶養認定の可否を総合的に判断しますので
必要書類を確認のうえ申請してください

扶養認定できません

扶養認定できる可能性がありますので
必要書類を確認のうえ申請してください

・被扶養者の認定は健康保険組合にて最終的に判断します。必要書類を提出しても必ず認定されるわけではありません。
・認定できないと判断した場合は、「不認定通知」にてお知らせします。申請書類の返却は行いません。